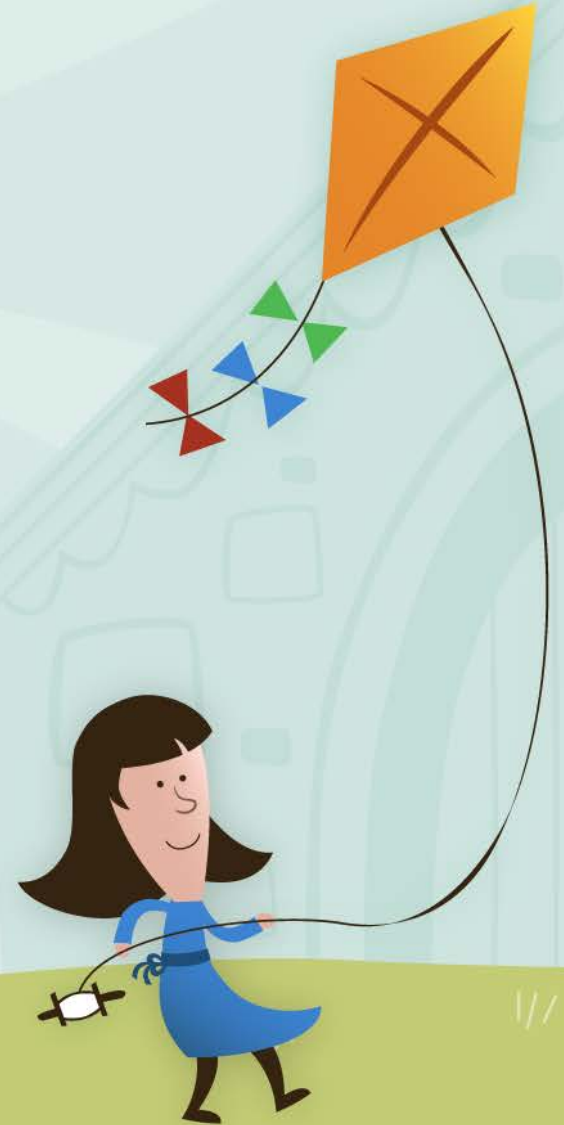


千葉県くらしのおまもりフォーラム2018

2018/2/17(SAT) イオンモール幕張新都心 (イオンホール)

淑徳大学コミュニティ政策学部 消費者法研究室の取り組み

日野 勝吾(教員)
大谷 真優(4年生)
福元 一聖(3年生)



大学生が「消費者」として考える ことの大切さ

「消費者」意識が希薄

個別化の進行

消費者教育が手薄

(新入生ガイダンス・年度初めオリエンテーションのみ)

スマホによる情報収集の限界

法的保護制度(クーリング・オフ、
初期契約解除等)、相談先(18
8、消セン)を知らない

悪質商法等の被害＋加害

成年年齢引き下げ

消費者被害の拡大



活動するにあたって、大切にしていること

大学生らしく、消費者らしく、学ぼう

大学生らしく、消費者らしく、生活しよう



研究室の概要について



研究室の概要について

- 代表者 日野 勝吾（淑徳大学准教授）
- 設立 2014（平成26）年4月
- ゼミ生 4年生14名 3年生7名（新3年生13名）
- 所在地 千葉市中央区大蔵寺町200 15号館9階910研究室
- 電話 043-265-7331(代)
- HP <http://hinoseminar2.jimdo.com>



研究室での学びと社会とのつながり

消費者法を中心とした法学知識の習得

消費者をみつめて、実態を把握

アウトリーチ活動をとおして社会に貢献



「食」を基軸とした消費者教育の推進と消費者の安全を確保する地域コミュニティの形成



目指していること



『食』を基軸とした消費者教育の
推進と消費者の安全を確保する
地域コミュニティの形成



- 「食」を通して食品表示やエシカル（倫理的）消費について学ぶ
- 地域ぐるみで消費者問題を考えるコミュニティを形成する
- 消費者問題解決力の高い地域社会づくりを目指す





楽しく調理体験！



多世代で調理体験！



身近な「食」をとおして「消費者」であることを再認識



調理体験の様子



調理体験をとおして「消費者」としてつながる実感

第1回 献立内容





調理体験後はエシカル消費について学ぶ



フェアトレード商品にも触れる



「持続可能な消費」について、具体例を交えて学ぶ



第2回の献立内容



多世代交流も魅力！

第2回 献立内容

人と人がつながれば、コミュニティは生まれる

楽しく調理を
しながら、コ
ミュニケー
ション！

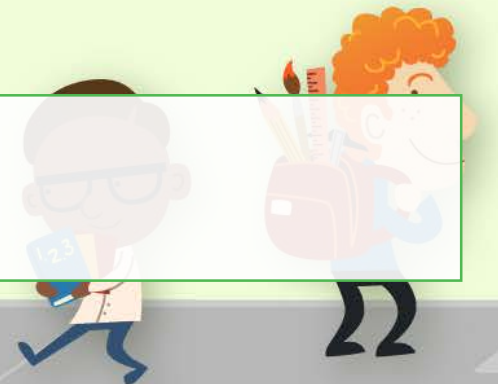


まとめ

「食」は人と人をつなぐ架け橋

「食」は消費者問題を学ぶ入口

「食」は「消費者」意識を高めるツール



大学生の大学生による大学生のための 主体的・対話的な消費者教育の促進



目指していること



大学生の大学生による大学生
のための主体的・対話的な消費
者教育の促進



- **大学生が主体**となって、消費
者問題等について**学び合う**
- まずは**消費者リーダーを養成**
し、リーダーが各大学の学生
に対し周知・啓発活動を行う
- **同世代で共有化**しながら消
費者力を身につける





中島弁護士からの講義



日野准教授からの講義

消費者リーダー学生を目指して学ぶ
(リーダー研修会 全2回) (淑徳大学にて実施)



学習会の様子（千葉大学）



自主的な勉強会の様子



消費生活相談員の方から学ぶ（グループ学習会 全2回）
（千葉大学、千葉経済大学にて実施）



学習会の様子（千葉経済大学）



消費者問題に触れ、学ぶ



消費者リーダー学生からのプレゼンテーション

千葉県消費者学生宣言

平成29年12月2日

「大学生の大学生による大学生のための主体的・対話的な消費者教育の促進」
リーダー研修会及びグループ学習会 参加者一同

私たちは、千葉県「平成29年度消費生活の安定及び向上に向けた県民提案事業委託業務」（「大学生の大学生による大学生のための主体的・対話的な消費者教育の促進」）のリーダー研修会及びグループ学習会（計4回）に参加しました。



千葉県消費者学生宣言

研修会等を通じて、弁護士、消費生活相談員、学識経験者等の方々から、社会へ羽ばたく前に大学生として学ぶべき消費生活に関する知識を得ました。また、大学生の視点で消費者問題について話し合い、一消費者として主体的に考え、率先して行動する重要性を改めて実感しました。さらに、県内の消費者行政に日頃から関心を持ち、積極的に消費者の声を届ける姿勢や学内外での学生間ネットワーク構築に向けての基礎を身につけることができました。

こうした学びを踏まえて、県内の学生一人ひとりが、消費者としての自覚を持ち、消費者被害の未然防止や事後的解決の知識を得るとともに、消費者市民社会の一員としての責任を認識することを願って、下記の通り、「**千葉県消費者学生宣言**」を掲げ、県内すべての大学生へ広く呼びかけます。



千葉県消費者学生宣言

1. 私たち学生は、自立した賢い消費者を目指して、生涯にわたって学び続けます。
2. 私たち学生は、「日頃の買い物やサービスを受けることは『契約』である」という法的な意識を持って、日常生活を見つめ直し、未然に消費者トラブルを回避することに努めます。
3. 私たち学生は、消費者トラブルに遭遇あるいは遭遇するおそれがある場合は、速やかに最寄りの消費生活センター等の消費生活相談窓口へ相談することを誓います。
4. 私たち学生は、千葉県内すべての大学等の高等教育機関に対して、「消費者教育の推進に関する法律」（平成24年法律第61号）や「千葉県消費者教育推進計画」（平成29年4月）に基づき、消費者教育の新たな学習機会の提供と多様な連携による消費者教育の充実を求めます。
5. 私たち学生は、千葉県に対して、大学等の高等教育機関による消費者教育をさらに加速させるために実効性のある具体的な施策の展開を要望します。
6. 私たち学生は、持続可能な消費を念頭にし、消費者市民社会の実現に向け、日頃の消費生活を見直し、積極的に行動します。

まとめ

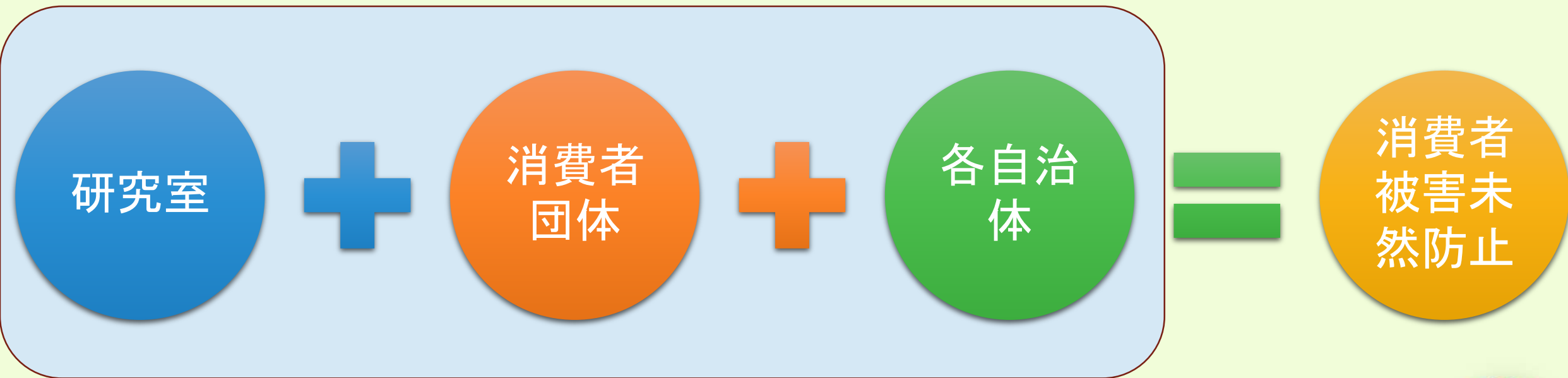
同世代で教え合うので学びやすい

学生と消費生活センターをつなぐきっかけ

成年年齢引き下げ前に学習機会の提供を



人と人がつながり、仲間ができる。そして、消費者
コミュニティが生まれる



多角的な視点でコラボレーションすることによる消費者被害の未然防止



研究室として皆さまとコラボレーションできること

講師・消費者学生リーダーの派遣

「食」をとおした消費者コミュニティ形成

消費者被害に関する調査研究 等々



ご清聴ありがとうございました

ブースにもぜひお立ち寄りください！

